

ブロック塀等撤去・改善事業について

日高町では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難路の確保を目的として、ブロック塀等の撤去及び改善に対する補助事業を行っています。

補助の概要

塀の種類

避難するための道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀
(道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

対象者

ブロック塀等の所有者で、町税等を滞納していない方等

補助額

- ①ブロック塀等の撤去【限度額10万円】
撤去に要する費用と面積1㎡あたり8,000円を比較していずれか少ない金額の2/3
- ②ブロック塀等の改善【限度額10万円】
ブロック塀を撤去し、引き続き、フェンスや生垣等の設置に要する費用と延長1mあたり16,000円を比較していずれか少ない金額の2/3

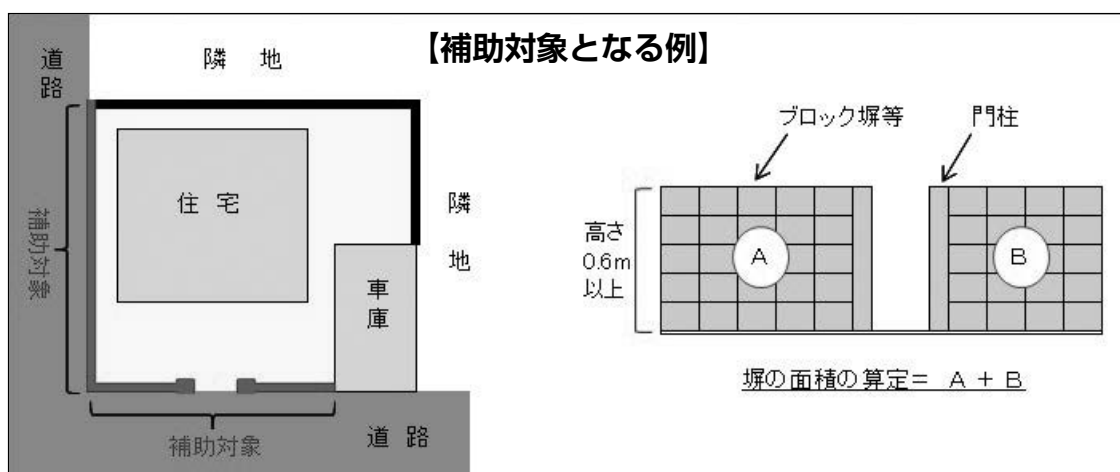
申請期間等

令和3年12月24日までに申請し、
令和4年1月28日までに工事が完了すること



①+②【最大20万円】

お問い合わせ / 総務課 (☎63・2051)



感震ブレーカー設置事業について

●内容

地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置に対して補助を行います。

●補助限度額

2万円

※分電盤タイプ及び簡易タイプが対象です。

●対象世帯等

日高町民であり、下記に該当する者のみの世帯

- (1) 満65歳以上
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている
- (3) 療育手帳の交付を受けている
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

お申し込み・お問い合わせについて

窓口：総務課 (☎63・2051)

締切：令和4年1月28日までに設置が完了していること

※予算に達した場合は申し込みを締め切ります。

※申請の際は、①印鑑、②本人確認書類、③各種手帳、④設置予定場所が確認できる写真、⑤設置に要する経費が確認できる書類をご持参ください。



お問い合わせ
☎63・3802

建築物の新築・増改築
または取り壊しを
された方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等を取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。



お問い合わせ
☎63・3805

下水道への接続は
お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。



指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事事業者(一覧表)」(下記QRコード)で紹介しています。



お問い合わせ
☎63・3800

ゴミの出し方に
ご注意ください

最近、地元のごみカゴ・粗大ごみ置き場以外の場所にごみが棄てられていたり、回収できないごみが棄てられている、という通報が多く寄せられています。

ごみを棄てる際には、収集日程をご確認の上、必ずお住まいの地区が指定するごみ集積場所をご利用ください。

また、ごみの分別にもご協力をお願いします。

人権相談・行政相談・
心配ごと相談合同相談所
開設のお知らせ

7月20日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

